

令和5年度地球温暖化対策における国際機関等連携事業（CCS国際連携事業（CCS関連国際機関等との連携事業））に係る入札可能性調査実施要領

令和5年2月8日  
経済産業省  
資源エネルギー庁 資源・燃料部  
石油・天然ガス課

経済産業省では、令和5年度令和5年度地球温暖化対策における国際機関等連携事業（CCS国際連携事業（CCS関連国際機関等との連携事業））の受託者選定に当たって、一般競争入札（又は企画競争）に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添1登録様式に記入の上、4. 提出先までご登録をお願いします。

1. 事業内容

(1) 概要

別紙（仕様書）参照のこと。

(2) 事業の具体的な内容

別紙（仕様書）参照のこと。

(3) 事業期間

委託契約締結日から令和6年3月31日まで（予定）

(4) 事業実施条件

当該事業の目的は、CCSに係る国際会議の動向調査及び国際規格化の対応であり、国際会議における議論の動向や各国からの規格案の提案状況に応じて、我が国の技術的優位性や研究開発の状況等を勘案した上で情報収集活動等を行っていくため、CCSの分離・回収、輸送、貯留、モニタリング等に係る広範な技術的知見が求められる。

## 2. 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、5. に対し連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和5年2月10日（金）17時00分までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有するのでその旨を連絡するとともに連絡先を登録してください。

令和5年2月13日（月）15時30分～16時30分

## 3. 参加資格

- ・予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ・経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

## 4. 留意事項

- ・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。
- ・提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。
- ・契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）、②その他原課において必要と判断する書類等、③各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴）、④情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添2）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。

- ・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に以下の事項について対応を頂く必要があります。
  - ①事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行うことはできません。
  - ②総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。
  - ③一般管理費の算出に当たっての率は8%もしくは、「委託事業事務処理マニュアル」に記載の計算式によって算出された率のいずれか低い率とします。
  - ④再委託・外注費を計上する業務がある場合は、「委託事業事務処理マニュアル」の「11. 再委託・外注費に関する経理処理」に記載する「入札公告等において別途指示する大規模事業の場合の処理」を行ってください。
  - ⑤事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定することになりますが、履行体制図記載の再委託先、外注先及びそれ以下の委託先に対しても、委託契約書に基づき、同様の現地調査等を実施することがあります。また、事業期間中において、事業終了後における支払額の確定行為の負荷の分散及び誤認識、誤処理等の速やか是正等を目的とする中間検査を原則実施します。
  - ⑥委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。  
なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲については経済産業省との調整を経て決定することとします。
  - ⑦委託契約書の規定に基づき提出された履行体制図について、契約締結時及び事業終了後、経済産業省ホームページで公表します。不開示とする情報の範囲については経済産業省との調整を経て決定することとします。

## 5. 提出先・問合せ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1  
経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油・天然ガス課 岡本宛て  
TEL 03-3501-1817  
FAX 03-3580-8563

E-mail [okamoto-kyosuke@meti.go.jp](mailto:okamoto-kyosuke@meti.go.jp)

※郵送またはE-mailにてご提出願います。

#### 6. 提出期限

令和5年2月28日（火）12:00

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札（又は企画競争）を実施することがあります。